最終更新日：2018年4月10日
株式会社堀場製作所
代表取締役会長兼グループCEO 堀場厚
問合せ先：総務部　075-313-8121
証券コード：6856
http://www.horiba.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「オープン＆フェア」を基本理念に、国際社会に通用するガバナンス体制を構築するため、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の整備、経営監視機能の向上やコンプライアンスに係る体制強化を図るとともに、株主をはじめ、お客様、従業員、地域社会等のステークホルダーと良好な関係を築くように努めます。
また、情報開示を適切に行うほか、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を積極的に進めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1－4：いわゆる政策保有株式＞
(1) 政策保有に関する方針
当社の主たる業務である測定機器の製造及び販売において今後も成長を継続するためには、様々な企業との関係強化が不可欠であると考えています。このため、事業戦略、取引先との関係強化、地域社会との関係維持などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値を向上させるため政策保有株式を保有しています。

(2) 政策保有のねらい・合理性の説明
当社では、毎年取締役会で株式保有に伴う当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断します。

(3) 議決権行使に関する基本方針
保有株式に係る議決権の行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に判断し議決権を行使します。

＜原則1－7：関連当事者間の取引＞
取締役が利益相反取引または競業取引を行う場合には、法令及び取締役会規則に基づき取締役会の承認を得ており、取引後は、取引にかかる結果を適宜取締役会へ報告を行っております。また、当社と取締役・監査役の近親者等との取引については、取締役・監査役に対して取引の有無を確認しており、関連当事者との取引については、法令に従って開示しております。

＜原則3－1：情報開示の充実＞
(1)-a　経営理念
当社は、取締役会において、コーポレート・フィロソフィを策定しており、当社ウェブサイトに掲載しております。
(1)-b　経営戦略
当社は、2016年2月9日開催の取締役会において、2020年度を目標年度とする中長期経営計画を定めており、当社ウェブサイト(http://www.horiba.com/jp/investor-relations/mlmap/)に掲載しております。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1．基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項」の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補指名に当たっての方針
当社の取締役が指名の提案を取締役会に行い、取締役会において、審議の結果、候補者指名の決定をします。
当社の取締役候補は、以下の要件を満たす者とします。
1．HORIBAグループの社是やコーポレート・フィロソフィを尊重し、持続的な企業価値の創造に資するとの観点から経営の監督を担うに相応しい者であること。
2．取締役として人格及び識見に優れ、誠実で職務遂行に必要な意思と能力が備わっていること。
3．取締役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること。
4．取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者であること。
5．法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること。

監査役候補指名に当たっての方針
当社の代表取締役が指名の提案を監査役会に行い、監査役会において、審議の結果、候補者指名について同意をしたのち、取締役会で監査役選任の議案を決定します。このほか、監査役会において、監査役候補選任議案の株主総会への提出を代表取締役に請求することも可能です。
当社の監査役候補は、以下の要件を満たす者とします。
1．監査役として人格及び識見に優れ、誠実で職務遂行に必要な意思と能力が備わっていること。
2．中立的・客観的な観点から監査を行い、経営の健全性確保への貢献が期待できる者であること。
3．監査役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること。

4．法令上求められる監査役としての適格要件を満たす者であること。

(5) 取締役会が上記 (4) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
個々の取締役・監査役の選任理由につきましては、当報告書の末尾に記載しております。

＜補充原則4－1－1：経営陣に対する委任の範囲＞
取締役会は、法令、定款及び取締役会規則等の社内規程に基づき、経営方針・目標・戦略等の重要事項に関する決定を行っております。
なお、取締役会による経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー（執行役員）制度を導入しており、取締役はコーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは部長等管理職に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。
また、常勤取締役、常勤監査役、コーポレートオフィサーが出席する常勤取締役会や、取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議において、取締役会規則等に重要事項として定められていない事項等について決定・検討・報告を行っております。

＜原則4－8：独立社外取締役の有効な活用＞
当社では、独立社外取締役を3名選任しております。

＜原則4－9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
取締役会は、「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております。詳細につきましては、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項」の「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

＜補充原則4－11－1：取締役会の多様性及び規模＞
当社は、定款で取締役会の員数を9名以内と定めており、取締役会は、少人数で活発に議論をし、迅速に意思決定を行っております。
取締役には、管理本部、営業本部、開発本部等の責任者を経験した者や社外取締役を選任することで、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性の向上を図っております。

＜補充原則4－11－2：取締役・監査役の兼任状況＞
当社では、取締役及び監査役を、＜原則3－1＞に記載の「取締役候補指名に当たっての方針」及び「監査役候補指名に当たっての方針」に基づき、当社の取締役または監査役としての職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者を選任しております。
なお、取締役及び監査役の兼任状況は、株主総会招集ご通知及び有価証券報告書等に記載しております。

＜補充原則4－11－3：取締役会の実効性評価と結果の開示＞
当社の取締役会の実効性の評価の方法及びその分析・評価結果の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役会の実効性の評価の方法
当社は、2017年の11月から12月にかけて「取締役会の実効性に関する質問票」を取締役全員に送付し、全員から回答を得ました。その結果を取りまとめ、取締役会に報告し、当該報告に基づき取締役会で議論しました。

(2) 取締役会の実効性に関する分析・評価結果
コーポレートガバナンス・コード　基本原則4で例示された取締役会の3つの役割・責務については、
(質問1)「経営戦略等の大きな方向性を示すことについて適切な関与をしているか？」
ア、よくできている　5名、　イ、できている　2名
(質問4)「取締役会は経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行っているか？」
ア、よくできている　4名、　イ、できている　3名
(質問5)「取締役会は、取締役及び経営陣の監督の役割・責務を適切に果たしているか？」
ア、よくできている　4名、　イ、できている　3名
という結果でした。いずれも「できている」以上の自己評価でした。

取締役会の構成(人数、多様性、知識、経験、能力等)については、「適切である」という回答が6名でした。
取締役会の開催回数、審議時間については、「現在のままでよい」という回答が各7名でした。
取締役会の審議事項については、「現在のままでよい」とする回答が7名であり、審議内容についても、「現状で問題ない」とする回答が7名でした。
このように、現在の取締役会のやり方でその実効性は確認されているとの評価でした。
なお、審議内容については、「具体的な経営課題の提示、対応策の審議については、事前説明会で改善されている」、「決議、報告されない機密事項があるとは思えない程、オープンである」といった意見も一部に聞かれました。

＜補充原則4－14－2：取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞
取締役及び監査役に対して、トレーニングの機会を適宜提供しております。加えて、社外取締役及び社外監査役に対しては、当社の各事業部門長による事業説明等、当社及び当社の事業環境を把握できるよう、情報提供を行っております。

＜原則5－1：株主との建設的な対話に関する方針＞
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざし、株主の皆様との建設的な対話を積極的に進めます。当社の経営方針や経営状況、企業文化をわかりやすく説明し、株主の皆様にご理解を得て、HORIBAファンとして継続的にご支援いただけるように努めます。

1．推進体制
(1) 株主の皆様との対話は、IR担当部署が担い、代表取締役が統括します。また、管理本部管掌取締役等が代表取締役を補佐します。
(2) 株主の皆様との対話を促進するため、社内の関連部門は、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を図り、公正かつ迅速に情報開示を行います。

2．ステークホルダーとの対話
(1) 当社は四半期ごとに決算説明会（第1・3四半期は電話による）を実施し、その情報は当社ウェブサイトに公開します。また、中長期経営計画を策定した際には、経営戦略や経営計画についてわかりやすく説明いたします。さらに、機関投資家への投資家訪問も積極的に実施し、経営方針や業績の説明を行います。また、証券会社主催の投資家フォーラムや個人投資家説明会等にも参加します。
(2) 多くの株主の皆様にご参加いただけるように、株主総会を土曜日に開催しています。

(3) 事業報告書やHORIBA Report (統合報告書) の発行、ウェブサイト専用ページの開設などにより、事業や財務情報とともに財務諸表に載らない資産 (見えない資産) を紹介することで当社グループの企業価値を正しくご理解いただけるように、情報開示の充実に努めます。

3. ステークホルダーからの意見を社内へフィードバックする仕組み
(1) ステークホルダーと株主の皆様との対話において把握された意見は、代表取締役、取締役や関係各部に適宜報告し、情報を共有します。

4. インサイダー情報の管理
(1) 各四半期の決算期末日より決算発表までの期間はサイレント (沈黙) 期間とし、投資家の皆様との対話を制限しています。
(2) インサイダー情報については、社内の内部情報管理・内部者取引規制に関する規程に従い、情報管理の徹底を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,685,100	6.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,291,100	5.39
828035ピクテアンドシーヨーロッパエスエールクセンブルクレフユーシッツ	1,649,700	3.88
全国共済農業協同組合連合会	1,287,500	3.03
堀場　厚	879,600	2.07
京都中央信用金庫	830,000	1.95
株式会社京都銀行	828,500	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	808,400	1.90
堀場洛楽会投資部会	769,393	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	755,300	1.78

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社における資本政策の基本的な考え方は、以下のとおりです。

1. 当社では、企業価値を長期的かつ継続的に向上させることにより、株主からの投資に対して利益還元していくことを最重要課題の一つとして捉えております。その為、ROEを経営計画における重要な数値目標の一つとして位置付けています。
2. 株主還元につきましては、安定的な経営基盤の確保及び事業展開のための内部留保を勘案し、配当金額と自己株取得額を合わせた株主総還元額を連結純利益の30%を目処とすることを方針としております。
3. 事業成長に向けた投資に対する資金については、その投資の内容に加え、資本コスト、資金調達環境及び条件、自己資本比率、手許流動性の水準などを総合的に勘案し、長期的な企業価値向上に最も資すると考える方法で調達することを基本方針としております。
4. 連結子会社が資金調達を実施する際には、グローバルな資金効率を向上させる観点から、金融子会社を通じてグループ内で資金融通を行う一方、外部調達を行うことによる経営規律向上、ガバナンス強化を目的として、金融機関からの借入も実施しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主を有していない。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉田　正博	他の会社の出身者											
東伏見　慈晃	その他										○	
竹内　佐和子	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉田　正博	○	―――	杉田　正博氏には、豊富な国際経験や他社の取締役としての見識等を当社の経営にいかしていただいているため、また、当社の「独立社外役員の独立性判断基準」に合致しているため、独立役員として指定しております。

東伏見　慈晃	○	東伏見　慈晃氏が門主を務める宗教法人青蓮院へは、2016年3月に寄付を行っておりますが、その額は過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えず、また同法人の直近事業年度における総収入額の2％を超えない額であり、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準を満たしているため、同氏は独立社外取締役であります。	東伏見　慈晃氏には、宗教法人青蓮院の門主としての卓見に基づく倫理的観点からの助言や金融機関での勤務経験等を経営にいかしていただいているため、また、当社の「独立社外役員の独立性判断基準」に合致しているため、独立役員として指定しております。
竹内　佐和子	○	―――	竹内　佐和子氏には、工学博士としての見識や、当社の主要な拠点があるフランスをはじめとした国際経験を当社の経営にいかしていただいているため、また、当社の「独立社外役員の独立性判断基準」に合致しているため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人の連携状況
　監査役は、会計監査人と適時情報交換・意見交換を行うとともに、必要な報告を受けております。とりわけ、期末に際しては、会計監査の方法、実査の内容、その他監査過程の一連の説明を受け、また監査役自身も随時監査に立ち会っております。なお、前期（2017年1月1日～2017年12月31日）は会計監査人と、通常・決算監査等で10回協議しております。

監査役と内部監査部門の連携状況
　監査役と内部監査部門は、連携を深め、品質（ISO 9001）、環境（ISO 14001）、労働安全衛生（OHSAS 18001）、医療機器の品質（ISO 13485）、事業継続（ISO 22301）、道路交通安全（ISO 39001）に基づく要求監査や、経営方針の浸透、その他規格に基づく監査をはじめ、通常業務、法務、輸出管理、固定資産管理、子会社管理等、様々な内部監査を行う機能を設け、情報交換を通して監査内容のより一層の質と量のアップをめざしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石角　完爾	弁護士						●				○			
石田　敬輔	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石角　完爾		石角　完爾氏の二親等内の親族が代表を務めるテクニオンジャパン株式会社との取引額が、同社の年間売上高の5％以上になり、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満さないこととなったため、独立役員指定解除を2017年2月14日に東京証券取引所に届け出ております。なお、同氏が代表弁護士を務める千代田国際経営法律事務所とは、顧問弁護士契約を締結しております。当社は同事務所へ顧問料を支払っておりますが、その額は同事務所の直近事業年度における総収入額の2％を超えない額であります。	石角　完爾氏には、弁護士として法的な専門知識と経験を当社の経営にいかしていただいているため。
石田　敬輔	○	石田　敬輔氏が代表取締役会長兼社長を務める株式会社写真化学とは、一般的取引条件にしたがってカタログ印刷等の取引を行っております。当社グループと同社グループの取引額は当社グループの当連結会計年度の売上高に対して2％未満、同社グループの直近連結会計年度における売上高に対して5％未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たしているため、同氏は独立社外監査役であります。	石田　敬輔氏には、企業の経営者としての見識等を当社の経営にいかしていただいているため、また、当社の「独立社外役員の独立性判断基準」に合致しているため、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社では、2015年11月20日開催の定例取締役会において、「独立社外役員の独立性判断基準」を以下のとおり決議し、制定しております。

独立社外役員の独立性判断基準
　当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有するものと判断します。

1．当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者(注1)又は過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
2．当社グループを主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
3．当社グループの主要な取引先(注3)又はその業務執行者
4．当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
5．当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6．当社グループから一定額を超える寄附又は助成(注5)を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
7．当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(注6)又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8．当社グループの主要株主(注7)又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
9．当社グループが主要株主である会社の業務執行者
10．当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
11．過去3年間において上記2から10に該当していた者
12．上記1から11に該当する者（重要な地位にある者(注8)に限る）の近親者等(注9)

(注1)業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、執行役員、使用人を含む。監査役は含まれない。
(注2)当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の5％以上の者
(注3)当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2％以上の者

(注4)多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2％を超える金銭その他の財産上の利益をいう）。
(注5)一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2％のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。
(注6)主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2％を超える金融機関をいう。
(注7)主要株主とは、議決権保有割合10％以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。
(注8)重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
(注9)近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社において、取締役の報酬は、基本報酬（定期同額給与等）に加え、各事業年度の業績に連動した年1回の利益連動給与及び退職慰労金に代わる中長期的な業績に連動したストックオプションにより構成されております。
このうち、利益連動給与については、当社では、2018年3月24日開催の取締役会において、2018年12月期における法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与に該当する役員給与につき、次の算定方法に基づき支給することを決議しました。なお、その算定方法について、監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。
a.取締役に支給する利益連動給与は、賞与係数Aに賞与係数Bを乗じた金額（10万円未満切捨）とします。
b.賞与係数Aは、当社の親会社株主に帰属する当期純利益（連結）に6％を乗じた金額とし、その上限を490百万円、下限を0円とします。
c.賞与係数Bは、取締役の役職ポイントを全取締役の役職ポイントの合計で除したものとします（各役職位の役職ポイントは最新の有価証券報告書（2018年3月26日提出）を参照）。
各取締役に対する利益連動給与の上限は、利益連動給与の算定方法を決定した日（2018年3月24日）におけるc.で定める賞与係数Bと、b.で定められた賞与係数Aの上限額をもって、a.の算出方法により計算された金額とします。
取締役が期中に退任した場合の利益連動給与は、職務執行期間を満了した場合の利益連動給与支給額を計算し、その金額を在籍月数によって按分計算したものとします（10万円未満切捨）。
利益連動給与の支給対象となる取締役は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員であり、業務執行役員でない取締役（社外取締役を含む。）及び監査役を含みません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、取締役に対しては株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、株価変動のメリットやリスクを株主と共有することにより、取締役の企業価値増大への貢献度を一層高めることを目的として発行するものです。なお、社外取締役や監査役には当該制度を適用しません。
また、コーポレートオフィサー（執行役員）の一部、及び子会社の取締役及びコーポレートオフィサー（執行役員）に対しても、取締役と同様の理由により、同内容の新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

前期（2017年1月1日～2017年12月31日）に係る取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりであります。
取締役8 名 6億8,510万円（うち社外3名 1,800万円）
監査役3 名 2,400万円（うち社外2名 1,200万円）

取締役に対する報酬等の額には、2017年4月25日開催の取締役会の決議により付与した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権4,230万円（取締役 4名）が含まれております。なお、社外取締役に対して付与されたストックオプションはありません。
なお、取締役のうち、1億円以上報酬を得ている者については、有価証券報告書において個別開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は、企業価値の長期的かつ持続的な増大に資することを目的とし、株主利益と連動した報酬体系とすることに加え、優秀な経営人材を確保できる報酬水準となるように制度設計しております。
取締役の報酬は、基本報酬（定期同額給与等）に加え、各事業年度の業績に連動した利益連動給与及び中長期的な業績に連動するストックオプションにより構成されております。各報酬の割合については、それぞれの報酬に対する限度額を株主総会にて決議することにより、設定しております。
また、各取締役に対する報酬等の額は、各取締役の役位や役割の大きさ等に応じて取締役会により決定されております。ただし、社外取締役に対する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、基本報酬（定期同額給与等）のみとしております。
また、監査役に対する報酬は、監査役の協議により決定しますが、監視という業務の性格から業績への連動を排除し、基本報酬（定期同額給与等）のみとしております。
なお、取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定し、監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）の補佐は、各業務の担当部署が適宜対応しております。
取締役会は、事前準備のうえで審議ができるように開催通知と一緒に議題を知らせ、取締役会資料を事前配布しております。また、社外取締役及び社外監査役に対して当社の各事業部門長による当社の経営戦略等について適宜説明しております。このほか、社内報、プレスリリース、開示資料などの各種資料を定期的に送付して社内の情報提供を行い、記念式典等社内行事にも出席を要請し、コミュニケーションを密に取っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、会社法に定める機関設計のうち、「監査役会設置会社」を選択しております。
当社の取締役会は、現在、8名で構成され、このうち3名が独立社外取締役（うち、1名が女性）です。取締役会は、少人数で活発に議論し、迅速に意思決定を行ってきました。
また、取締役の指示・監督のもとで、業務執行を円滑かつ機動的に行うため、執行役員（コーポレート・オフィサー）制度を1998年から導入しており、執行役員は国内外で活躍しています。なお、2018年4月には、執行役員の人数は、24名（うち、1名が女性、6名が外国人）となっております。このほか、代表取締役社長を補佐する業務執行機関として常勤取締役会、オペレーション会議、経営会議等を設置しております。
監査役会は、現在、3名で構成されています（このうち2名が社外監査役。また社外監査役のうち1名が独立社外監査役）。監査役会は、会計監査人や内部監査部門、独立社外取締役と連携して、取締役会による業務執行の監査・モニタリングを客観的かつ適正に行っています。内部監査部門としては、代表取締役副会長兼グループCOO直属かつ他部門から独立した組織のグループ経営監査室を設置し、当社及びグループ会社における業務活動が法令、定款及び社内ルールに基づき適法かつ公正に運営されているかの検証及び改善のための助言、勧告活動を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

（1）現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由
当社の各機関はそれぞれの役割を果たし、連携しあうことで、当社のコーポレート・ガバナンスの体制は有効に機能しております。

（2）社外取締役の当社における役割や機能
当社は、幅広い知識、経験を持つ人材を社外取締役に選任することで、経営方針や戦略の多方面からの検討、経営判断の質・透明性の向上、業務執行監視機能の強化を図っております。
社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、業務執行等の報告を受け、必要に応じて当社の経営に対する貴重な指摘、意見を述べております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日から3週間程度前に発送しております。また、2012年3月から招集通知を当社ホームページに掲載しており、2018年3月は発送日の2営業日前に当社ホームページに掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	決算日が12月31日のため、3月下旬に株主総会を開催しております。株主の参加を促すため、土曜日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使が可能であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知及び株主総会参考書類を作成し、東京証券取引所及び株式会社ICJに提出しております。
その他	株主総会では、映像を用いて事業報告を行う他、業績予想や今後の事業展開についても説明を行い、出席される株主に会社の状況がわかりやすいように運営を行っております。また、株主に当社の事業内容に対する理解を深めてもらうため、株主総会終了後、社長による最近のトピックスの報告、取締役等との懇談会を開催しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	本報告書、「コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1．基本的な考え方」の「コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示 ＜原則5－1：株主との建設的な対話に関する方針＞」をご参照ください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の投資フェアやセミナーなどに参加し、IR担当役員が個人投資家向けに説明する機会を適宜設けております。	なし
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表及び第2四半期決算発表後、経営トップ自身による説明会を開催しております。また、第1四半期決算発表及び第3四半期決算発表後、担当役員による電話説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	主に米国、欧州の機関投資家を対象として、当社グループの業績及び経営戦略等について説明するため、個別訪問等を実施しております。また、国内において、証券会社主催のカンファレンスに適宜参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.horiba.co.jp/ 内容としましては、IR 情報、会社概要、トップメッセージ、セグメント別概要、財務情報、IR カレンダー、株式･社債情報、アナリスト･カバレッジ、コーポレートフィロソフィ（以上、和･英）、ライブラリー（決算短信（和･英）、（株主への）報告書、HORIBA Report（統合報告書（和･英））、有価証券報告書、決算説明会資料、決算説明会音声配信等。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR 担当部署を設置しております（管理本部 経営管理部長 羽部 哲弘）。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是「おもしろおかしく」及びHORIBAコーポレートフィロソフィ（企業理念）のもと、当社が企業活動を行っていく上で、当社が果たすべき使命と役割を十分に認識し、国際企業として将来にわたり継続的な発展を遂げていくために会社及び役員、従業員が遵守すべき項目について、倫理綱領を定めており、ステークホルダーの立場を尊重することを明記しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境適合設計、グリーンファクトリー（環境に配慮したものづくり）、省エネルギー・廃棄物削減への取組みなど、環境負荷低減に取り組んでおります。また、国内主要グループ会社を含めてHORIBA グループCSR 推進委員会を開催し、グループのCSR 方針、重点施策等を討議・決定しております。なお、当社は、地域社会への貢献、文化活動、教育・学術サポート、国際交流など、様々な活動を行っておりますが、取扱製品が環境計測機器であることから、最先端で付加価値の高い製品・サービスを提供することが環境保全活動、CSR活動につながると認識しております。 具体的な内容については、HORIBA Report（冊子・Web）にて、報告しております。2011年４月には国連グローバルコンパクトに署名し、グローバルなCSR活動に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	本報告書、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「１．基本的な考え方」の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示＜原則５－１：株主との建設的な対話に関する方針＞」をご参照ください。
その他	当社は、2014年１月にダイバーシティ推進活動である「HORIBAステンドグラス・プロジェクト」を開始しました。 会社が光を当て、従業員一人ひとりが輝き、その美しさを社会が認めることが、当社の価値創造であり、強さにつながると考えております。同プロジェクトは、多様な価値観を持つHORIBAグループの従業員一人ひとりが力を最大限に発揮し、グローバルに活躍することで、変化に強いHORIBAを実現することを目的としております。 これまでに、女性活躍推進や働き方改革など、様々な活動に取り組んでおります。 【女性の活躍状況】 2018年３月開催の当社第80回定時株主総会において、女性社外取締役１名が再任されました。なお、2014年４月より１名が女性役員（ジュニア・コーポレートオフィサー＜理事＞）に就任しております。 また、当社の女性管理職比率は、当社管理職の約５％となっております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをホリバコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。
　取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。

(ロ) コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。

(ハ) 内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。

(ニ) 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記「(イ)」記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。

(ホ) 監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(ヘ) 取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役をすでに選任しているが、今後とも引き続き適任者を選ぶものとする。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理の体制を構築し、運用するものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・訓練を実施するものとする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく職務執行に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。

(e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、各グループ会社の経営会議等を通じて子会社の取締役等の職務の執行に係る事項につき報告を求めるとともに、必要に応じてモニタリング・監査を行うものとする。また、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行等が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する体制として、関係会社管理規程に従い子会社のリスク把握を行うほか、国内子会社においては、国内の子会社も対象とするリスク管理に関する諸規程を定め、子会社におけるリスク管理の体制を構築し、運用するものとする。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、グループ一体となった経営を推進し、各グループ会社の経営会議、グローバル経営戦略の審議・決定を行う会議、経営戦略に基づく予算の審議・決定を行う会議を開催するほか、グループ会社間で業務のシェアードサービスを実施する等、効率化を図るものとする。

(ニ) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することを求めることができるものとする。監査役補助者に関し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査役の同意を必要とするものとする。また、監査役は、監査の実効性の観点から監査役補助者の体制の強化に努めるものとし、監査役補助者の属する組織及び監査役の監査役補助者に対する指揮命令権の明確化を図るものとする。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に、また同様に子会社の取締役、監査役、使用人等（これらの者から報告を受けた者を含む）は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当該子会社における担当部署もしくは子会社の監査役を通じて当社の監査役に、報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。

(ロ) 社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(h) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
コンプライアンス管理規程に報告者の不処分を規定し、前記「7」記載の報告を行った者に対して、報告したことを理由に処分したり、不利な取り扱いをしないものとする。

(i) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査役費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意し、職務の執行上必要と認める費用について予算を計上するものとする。なお、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができるものとする。

(j) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内の連携体制を確保するものとする。

(2) 内部統制システムの整備の状況
当社は、取締役8名(うち社外取締役3名)から構成する定例の取締役会を毎月1回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役会は迅速・機動的な意思決定を行っております。
取締役会による経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー(執行役員)制度を導入しております。取締役はコーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは部長等管理職に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。
常勤取締役、常勤監査役、コーポレートオフィサーが出席する常勤取締役会は原則毎月1回開催され、各担当業務の進捗状況、経営情報の共有、問題点の把握・協議などを行っております。また、取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議はそれぞれ月2～4回の頻度で定期的に開催され、業務執行に関する報告・検討・決定等を行っております。
内部監査機能として、法定監査以外にも、品質(ISO 9001)、環境(ISO 14001)、労働安全衛生(OHSAS18001)を統合して運用する統合マネジメントシステム(IMS:Integrated Management System)及び医療機器の品質(ISO 13485)や道路交通安全マネジメントシステム(ISO 39001)に基づく要求監査、その他規格に基づく監査をはじめ、通常業務、法務、輸出管理、固定資産管理、子会社管理等、様々な内部監査を行う機能を設け、統制環境を整えつつ、リスク評価と対応、統制活動、モニタリングを行っております。また、人命に直接かかわる医用分野や、半導体分野を担う連結子会社の株式会社堀場エステック、連結子会社の株式会社堀場アドバンスドテクノの半導体事業において、事業継続マネジメントシステム(ISO 22301)の認証を取得しております。
内部統制の運用の状況としては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、また業務の適正と効率が確保されるために、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、法令等の遵守(コンプライアンス)と損失の危機の管理(リスク管理)の体制等を構築して、コーポレート・ガバナンスの確立をめざしております。財務報告に係る内部統制の評価及び監査の法制化に対応するため、財務報告の適正性の確保に関する内部統制システムを構築し、より適正で信頼性の高い財務報告システムを運用しております。

(3) リスク管理体制の整備の状況
当社は、業務に関わる全てのリスクを適切に管理、統制することにより事業を安定的に遂行し、経営資源を保全、企業価値を向上させることを経営上の重要課題として、リスク管理体制を構築しております。
リスク管理体制の強化を目的にグループリスク管理規程を制定して、リスクを事業に関するリスク、開発・製造に関するリスク、販売に関するリスク、財務に関するリスクと大きく分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制等について定めております。
リスク管理に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBAグループリスク管理委員会がその任に当たることとし、定期的な啓蒙活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、HORIBAグループ全員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整えております。
HORIBAグループリスク管理委員会は、国内主要グループ会社からメンバーを集め、前述のリスク管理及びコンプライアンス(法令遵守)体制の強化を図っております。加えて、リスク管理委員会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙や事案の審議、内部通報された内容の審理・答申・是正勧告などの機能を担っております。
また、HORIBAコーポレートフィロソフィー、コンプライアンス管理規程、倫理綱領を制定してコンプライアンスに係る体制強化を図り、違法行為を未然に防止すると共に、違法行為を早期に発見是正する施策として内部通報制度を導入し、社外弁護士相談窓口、内部通報メールシステム等を設置して、社内の法令遵守意識を高めております。
このほかに、個人情報保護、輸出管理、その他業務関連法令に対応するリスクの低減・予防、危機対応体制等の強化のため、必要に応じて各種教育を実施しております。
さらに、財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムとして、2009年より業務の有効性と効率性を高め、法令遵守体制の確立、資産の保全を目的とする内部統制推進委員会を組織しております。

(4) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況
関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。
取締役及び使用人は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプラインス管理規程に基づいて通報するものとしております。
また、各グループ会社の役員及び幹部社員が出席するグローバルな経営戦略を審議・決定する会議、及び経営戦略に基づく予算を審議・決定する会議を開催しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、倫理綱領において、いつの時代にも企業として実践すべき普遍的な規範である「行動憲章」と、行動憲章を日々の企業行動の中で具体化していく上でのガイドラインとなる「行動基準」を定めております。その中で、反社会的勢力排除に向けた取り組みについては、下述のとおり宣言し、HORIBA グループ役員及び全従業員に周知徹底を図っております。
また、反社会的勢力との絶縁を実践するため、「企業対象暴力関係者対応マニュアル」を制定し、周知徹底を図っております。同マニュアルでは、企業を取り巻く種々の「企業対象暴力」から、当社及び当社の役員・従業員等を防御し、当該暴力による被害の発生を防止するため、企業対象暴力関係者に対する基本的な方針を明確にし、適切な具体的対応要領を実践することを目的に制定しており、「企業対象暴力」に対する基本方針、「企業対象暴力」の防止体制、対応に当たっての基本的な心構え、具体的な対応要領について定めております。

【行動憲章(抜粋)】
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、会社組織として対決し、不法・不当な要求には一切応じない。

【行動基準(抜粋)】
反社会的勢力との絶縁

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わりません。特に、経営に携わる者はこのような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとります。暴力団等が、製品クレーム等種々のきっかけを作って関わってきたり、脅しをかけたりして不法な金銭的利益を得ようとする行為を民事介入暴力といいます。当社は民事介入暴力に対しては、「毅然として、恐れず、挑発せず、侮らず、失言せず、要求に屈せず」を原則として、従業員一人ひとりを孤立させず組織的に対応していきます。また、最大限、警察や法律家等の支援を得ていきます。従業員は、「企業対象暴力関係者対応マニュアル」を精読し、実践しましょう。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、次のとおり基本方針を定めております。

【当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針】
　当社は、株主、投資家、お客様、取引先、従業員等の様々なステークホルダー（利害関係者）との相互関係に基づき成り立っています。当社は、世界で事業展開する分析機器メーカーとして「真のグローバルカンパニー」をめざし、さまざまな産業分野の市場に対して、付加価値の高い製品やサービス、分析技術を通じて、「地球環境の保全」「ヒトの健康」「社会の安全・利便性向上」「科学技術の発展」などに貢献することを使命とし、それによって、全てのステークホルダーに対する企業としての社会的責任（社会貢献）を果たすことができると考えています。
　また、当社は、将来の収益を生み出す源泉であり企業の永続を担保する人財・技術力やそれを支える企業文化といった「見えない資産」を大切に育成し、これらを包括する「HORIBAブランド」の価値を高める活動を展開しています。これにより、企業価値向上と様々なステークホルダーとの強い信頼関係の構築をめざします。
　当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社の企業理念及び経営方針にご賛同いただいたうえで、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと考えます。言い換えれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと当社は考えており、当社株式の大量取得行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かについても、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えています。
　一方、わが国の資本市場において、企業価値の源泉となるステークホルダーの存在を無視して、自己の短期的な利益のみを追求していると思われる株式の大量取得行為があり得ると認識しています。当社としては、上述の社会的責任を果たし、企業価値を向上させることが、このような濫用的な株式の大量取得行為への最善の対応であり、いわゆる買収防衛策の導入は不要と判断しています。
　ただ、仮に、このような濫用的な株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、株主、投資家の皆様に適切にご判断いただくために、当社経営陣はそのような濫用的な提案の内容や条件について十分検討し、その検討結果及び見解を株主、投資家の皆様に提供することが、重要な責務であると考えています。
　また、当社では、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、適切な措置を講じます。
　そのため、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考え、関連する法令に従い、適切に対応します。

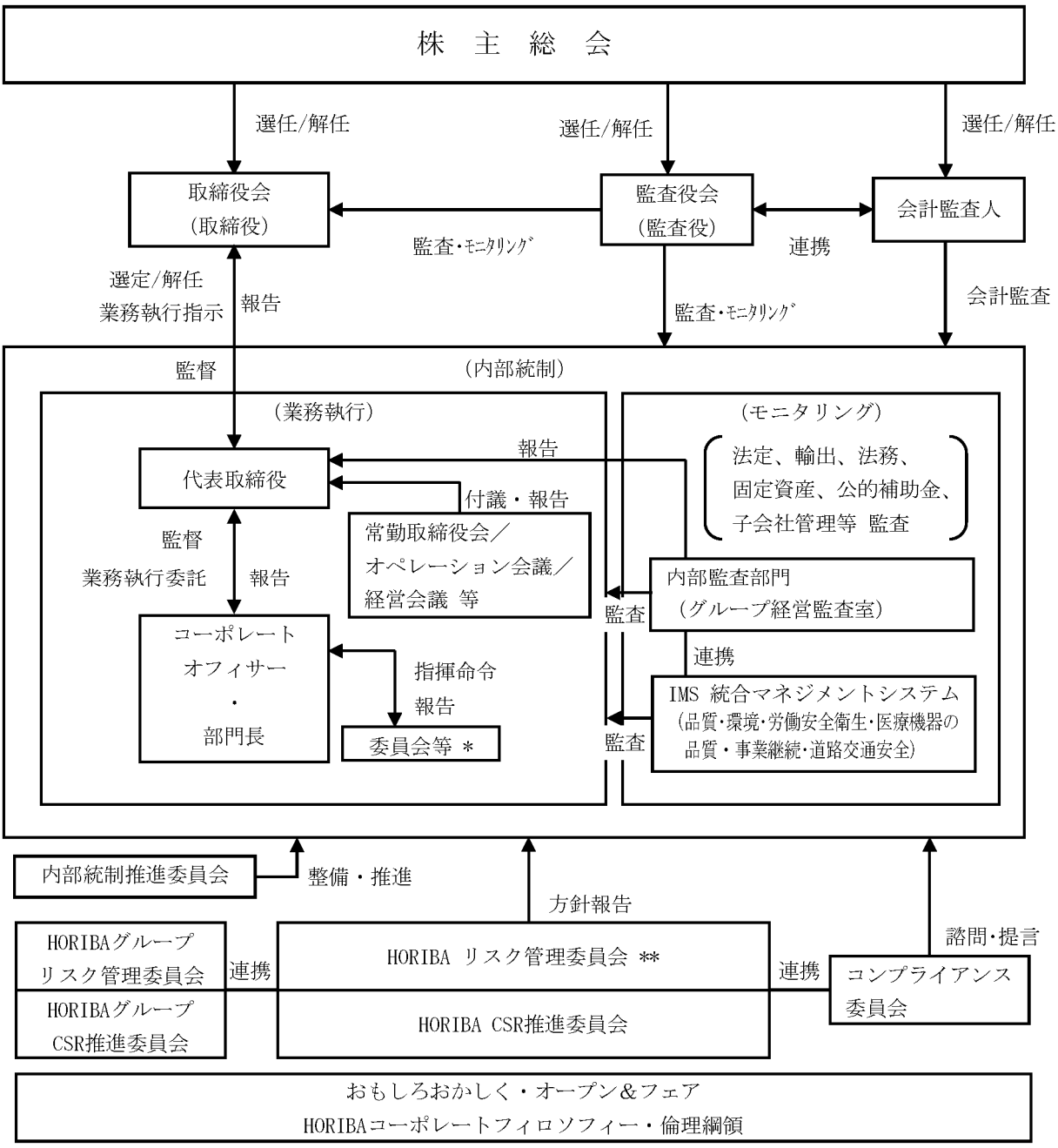
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

（1）適時開示に関する基本方針
　当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の適時開示規則によって定められている情報、及び投資家にとって重要な情報を速やかに開示することに努めます。

（2）会社情報の収集
　当社は、各部署が把握した重要な会社情報について、取締役会もしくはオペレーション会議で報告を行っております。
　また、関係会社が把握した重要な会社情報については、関係会社管理規程に基づき当社関係会社管理担当部署に報告を行い、内容によっては取締役会もしくは経営会議に報告を行っております。
　ただし、特に緊急を要する内容については取締役会、オペレーション会議、経営会議の開催を待たず、代表取締役への報告を行っております。

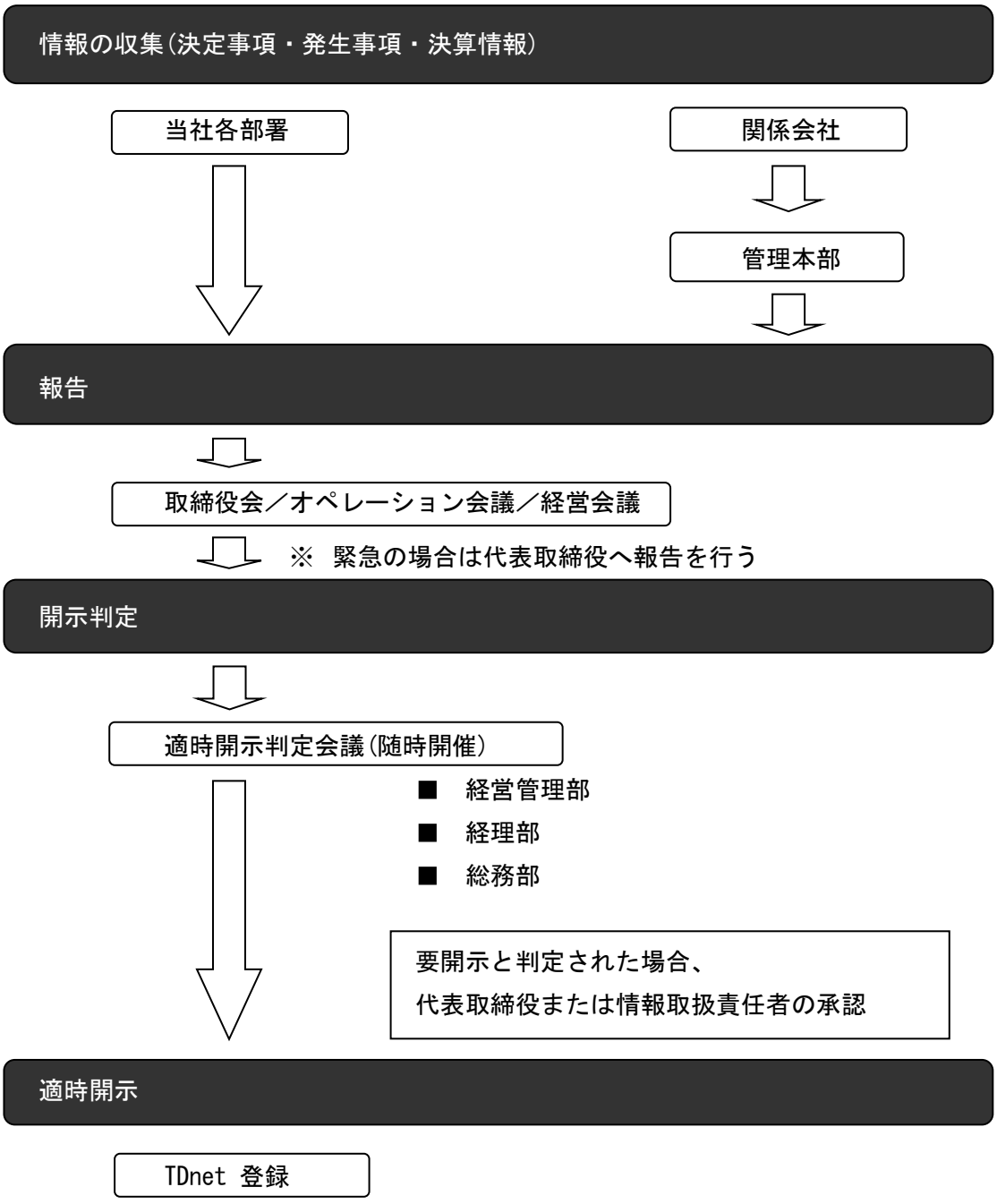
（3）会社情報の開示検討
　当社は、重要な会社情報につき、財務担当部門、総務担当部門からなる「適時開示判定会議」を随時開催し、開示の要否を検討しております。開示が必要とされた場合は代表取締役または情報取扱責任者の承認を得た上で速やかに適時開示（TDnet登録）を行っております。



＊　委員会等とは、グループ公的補助金管理推進委員会、安全衛生委員会等「会議・委員会規程」に基づき設置、登録された会議、委員会をいう。

＊＊　HORIBA リスク管理委員会は、リスク管理に関わる課題や対応策について、協議、承認する。

【適時開示体制の概要】


情報の収集(決定事項・発生事項・決算情報)
当社各部署
関係会社
管理本部
報告
取締役会／オペレーション会議／経営会議
※ 緊急の場合は代表取締役へ報告を行う
開示判定
適時開示判定会議(随時開催)
■ 経営管理部
■ 経理部
■ 総務部
要開示と判定された場合、
代表取締役または情報取扱責任者の承認
適時開示
TDnet 登録

【取締役及び監査役の選任理由】

氏名	地位及び担当	選任理由
堀場　厚	代表取締役会長兼グループCEO	1992年から2017年末に至るまで約26年間に渡り当社代表取締役社長を務め、グローバルに当社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有しており、グループCEOとして、より一層のグループ力の強化やグローバル展開を進めるにあたり適任であるため。
齊藤　壽一	代表取締役副会長兼グループCOO	経営戦略本部長として事業戦略や企業買収を中心となって推進した経験に加え、アメリカ子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、グループCOOとしてグループ全体を統括し、より一層のグローバル展開を進めるにあたり適任であるため。
足立　正之	代表取締役社長	開発本部での豊富な経験やアメリカ・フランスの子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、当社の技術力をより一層強化し、グループを牽引するにあたり適任であるため。
大川　昌男	常務取締役 管理本部長兼東京支店長	前職の金融機関でのグローバルな経験から、グローバル財務戦略の構築並びに当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスを強化するにあたり適任であるため。
長野　隆史	取締役 GLOBAL ATS BOARD LEADER	自動車計測システム機器部門や営業本部での豊富な経験やドイツ・韓国の子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、激動する自動車業界へ対応するにあたり適任であるため。
杉田　正博	取締役（社外）	豊富な国際金融経済の経験や他社の取締役としての見識等を当社の経営に活かしていただくため。
東伏見　慈晃	取締役（社外）	宗教法人青蓮院の門主としての卓見に基づく倫理的観点からの助言や金融機関での勤務経験等を経営に活かしていただくため。
竹内　佐和子	取締役（社外）	工学博士としての見識や、当社の主要な拠点があるフランスをはじめとした国際経験を当社の経営に活かしていただくため。
宇野　敏彦	常勤監査役	開発及び生産部門での経験から社内の事情にも精通し、また、監査役としての知見を有しており、適任であるため。
石角　完爾	監査役（社外）	弁護士として法的な専門知識と経験を当社の経営に活かしていただくため。
石田　敬輔	監査役（社外）	企業の経営者としての見識等を当社の経営に活かしていただくため。